



**目次**

**P2** 高知市農業施策等に関する意見書を提出  
市議会議員との意見交換会を実施

**P3** 4月1日から非農地証明書の取扱いが変わります  
所有者不明の農地を農地中間管理機構に貸し付け可能に

**P4** 空き家付き農地制度などについて学ぶ  
「高知市農業を考える集い(移動農業委員会)」にご参加ください  
こんなときに経営移譲年金が支給停止になります

明けておめでとうございませう。皆様におかれましては、健康な新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

また、日ごろから農業委員会活動に對しましてご理解とご協力を賜り、心から厚くお礼申し上げます。

時が経つのは早いもので、改正農業委員会法によって農業委員会が新しい体制となつてから1年半が過ぎました。当初心配されておりました農地利用最適化推進委員との連携に活動も、それぞれの地域の特長に合わせた地道な取組によって、少しずつ成果が見え始めています。

一方で、わが国の農業は農業者の高齢化や相続未登記農地の増加等から、人と農地に関する問題が深刻化しており、高知市でも土地持ち非農家の増加等により営農条件の悪い農地を中心に荒廃が進んでいます。これらの傾向は、第一次ベビーブームに生まれた団塊の世代が後期高齢者になる2025年を境に、さらに加速化することが懸念されており、6年後以降の農業・農地の姿に危機感を持っています。

こうした状況から、全農地の約2割を占めるといわれている相続未登記農地が農地の集積・集約化を妨げているとして、国は農業経営基盤強化促進法等の一部を改正し、昨年11

月から施行されました。これによって、農地の共有持分の過半を有する者が不明な場合、市町村長の要請により農業委員会の行う共有者の探索と公示を経ることで、農地中間管理機構に貸し付けられるようになりました。あわせて、共有持分の過半の同意がある場合でも、利用権の設定期間をこれまでの5年以内から20年以内に延長することができるようになりました。

農地制度の改正や農業者の高齢化、離農によって農地をめぐるさまざまな問題が複雑化する中で、農業委員会の役割も増加する傾向にあります。今後、農業委員会として何ができるのかを考えると不安はつきないところですが、一つひとつの取組や成果を重ね、農業者や地域の期待に少しでも応えていくことが大切だと考えています。

地域の皆様のお力添えや励ましのお言葉をいただきながら、この1年気持ちを新たに頑張つてまいりましたので、どうか今後とも当委員会へのお一層のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、皆様のご健康とご多幸をお祈り申し上げます。

## 年頭のごあいさつ



高知市農業委員会  
会長 大野 哲



## 雲南市農業委員会へ視察研修 空き家付き農地制度などについて学ぶ

高知市農業委員会は、平成30年8月28日に島根県雲南市農業委員会（加藤一郎会長）を訪問し、同委員会の先進的な取組について研修を行いました。

雲南市は、遊休農地対策として、空き家と周辺の遊休農地をセットで売買する場合、農地法に基づく農地取得の下限面積を引き下げて全国最小の1アールに設定し、農地の取得を希望する移住者のニーズに応える取組で全国的に注目されています。

研修では、制度実施までの経過や活用事例など詳しい取組内容を紹介いただいた後に質疑応答となり、制度の効果や課題などについて、高知市農業委員、農地利用最適化推進委員から多くの質問が出ていました。

そのほか農地パトロールの実施状況など、お互いの活動事例を交えながら活発な意見交換ができ、今後の農業委員会活動の参考となる有意義な研修となりました。



## 「高知市農業を考える集い(移動農業委員会)」にご参加ください

高知市農業委員会では、農業者の皆さんの声を聞き、地区の現状と問題点を共有するとともに、高知市の農業行政をはじめさまざまな施策への理解を深めてもらうことを目的に、「農業を考える集い(移動農業委員会)」を開催しています。今年も2月から各地区で開催しますので、ぜひご参加ください！



### 注意!

## こんなときに経営移譲年金が支給停止になります ～実体を伴った経営移譲が必要です!～

経営移譲年金は、後継者または第三者へ経営移譲することにより受給できる年金であり、単に農地等の権利名義を変えるだけでなく、実体を伴った経営移譲であることが必要です。

- 受給者が農業経営を再開した場合  
(例) ①受給者が新たに農地等を取得したとき  
②下記(※)の名義が受給者本人になっているとき  
(※) 農業所得の税務申告者、経営所得安定対策の申請者、農業共済、人・農地プランの中心経営体、認定農業者等
- 農地所有適格法人(旧農業生産法人)の組合員、社員、または株主になった場合
- 後継者等に貸し付けて経営移譲した農地等の返還を受けた場合  
(例) ①後継者が農業経営を廃止したとき  
②後継者が耕作できない遠隔地に転出したとき  
③農地等を転用したとき  
④農地等を第三者に売ったとき
- 現況届を提出しなかった場合

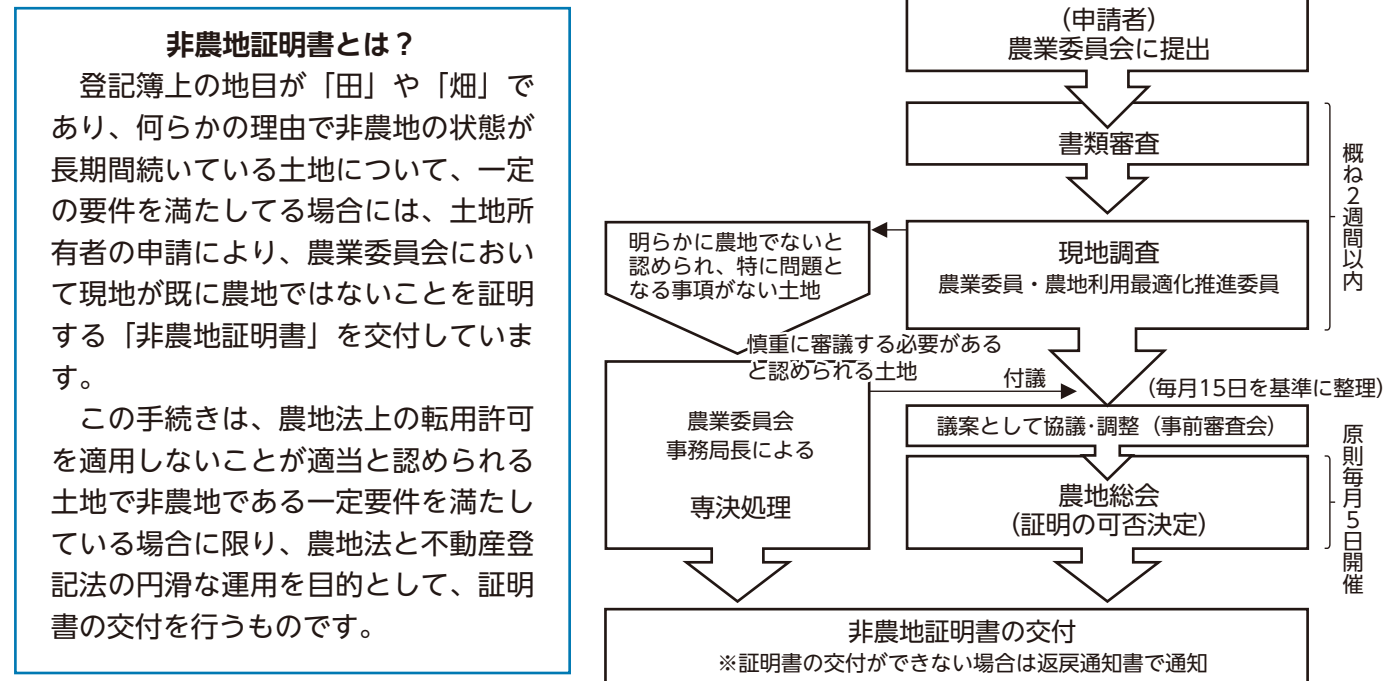


支給停止にならない場合もありますので、詳しくは農業委員会 (Tel823-9484) にお尋ねください。



## 4月1日から非農地証明書の取扱いが変わります

高知市農業委員会では、非農地証明書交付の事務処理要領を見直し、4月から新たな運用を始めます。非農地証明書の申請から交付までの手続きは、4月1日から下図のように変更となります。詳しくは農業委員会（TEL823-9484）までお問い合わせください。



## 農業経営基盤強化促進法が改正

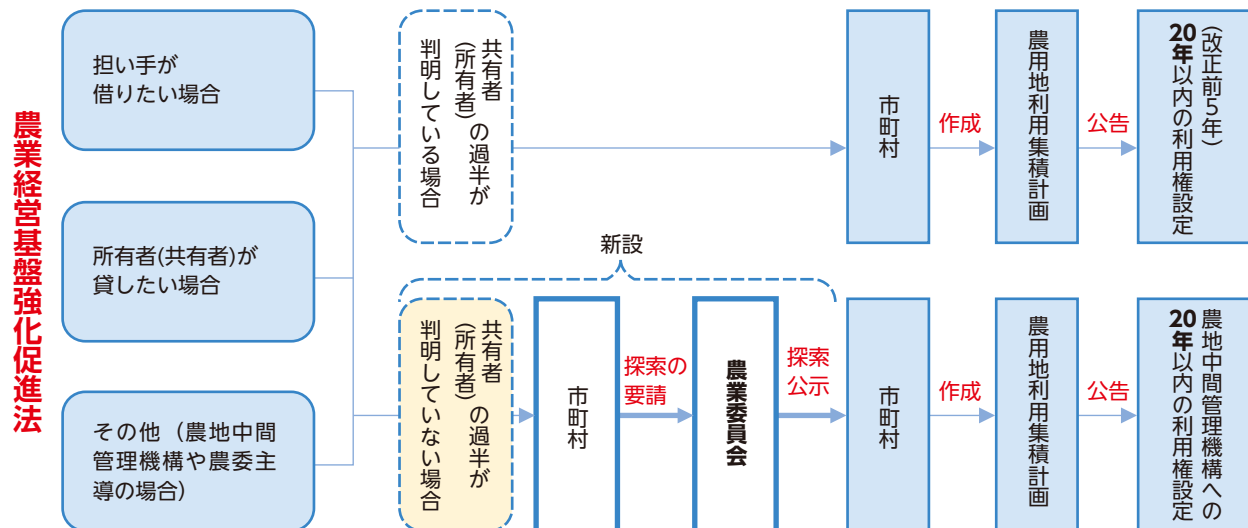
### 所有者不明の農地を農地中間管理機構に貸し付け可能に

平成30年  
11月16日から施行

昨年の農業経営基盤強化促進法の改正によって、共有持分の過半を有する者の同意によって、設定することができる賃借権等の存続期間の規定が変更となりました。これまで、存続期間の上限は5年とされていましたが、今後は20年までの期間で賃借権等を設定できることとなります。

また、相続未登記農地等は、共有者の探索などが妨げとなって農地の集積・集約化を阻む原因となっていました。共有持分の過半を確認することができない共有者不明の農地は、固定資産税等を負担している者等が農地中間管理機構に貸し付けできるよう、農業委員会の探索と公示を経て、不明な共有者の同意を得たとみなすことができる取り扱いになりました。

### 〈所有者不明農地の利活用のための新制度の流れ〉



## 平成31年度における高知市農業施策等に関する意見書を提出

平成30年10月24日、高知市農業委員会は「平成31年度における高知市農業施策等に関する意見書」を岡崎市長に手渡しました。意見書の主な内容は次のとおりです。

### 1 農地等の利用の最適化の推進に関する要望

#### 担い手への農地利用の集積・集約化に関する要望

「人・農地プラン」への取組強化、耕作道整備等による優良農地確保のための支援など

#### 耕作放棄地の発生防止・解消に関する要望

拡大する有害鳥獣被害に対する防止対策の拡充、竹林被害対策を担当する部署の設置

#### 新規参入の促進に関する要望

新規就農者等に提供する中古ハウスの確保と仕組みづくり、中山間地域の農業経営を持続させるための取組など

### 2 高知市の農業発展に関する要望

市街化区域内農地保全のための生産緑地制度の導入、学校給食米の全量高知市産使用・市単独の支援事業創設、高齢者施設等の市内事業所への高知市産農産物の販路拡大、農業振興地域整備計画の変更手続きの改善など

### 3 国・県への要望

食料自給力向上のための施策の拡充、農業次世代人材投資事業の制度見直し、春野地域における新川川流域の治水対策の早期完成など

意見書(全文)については、高知市のホームページに掲載しています。



## 農業委員会と市議会議員との意見交換会を実施

平成30年11月27日に、市議会からのお力添えもいただいて、農業委員会と高知市議会議員との意見交換会を行いました。

この会は、農業委員会が市長に提出した意見書の要望事項実現に向けて、市議会議員のお力添えをいただくために昨年度から開催されているもので、今年度は第2回の開催となりました。

当日は、新規就農者等に提供する中古ハウスの確保と仕組みづくりや、中山間地域の農業経営に対する支援、学校給食米の全量高知市産使用などを中心に意見交換を行いました。農業委員、市議会議員双方から活発な発言があり、高知市の農業が抱える課題についてお互いの認識を深めることができました。

農業委員会の大野会長は「大変有意義な会となった。この意見交換会が途切れることのないよう、今後も引き続き開催をお願いしたい。」と述べ、これを両者が確認して閉会しました。

